

日本災害復興学会誌「復興」投稿規程 改定案

現行規定	変更案	注
<p>(会誌の発行形態)</p> <p>第3条 会誌は、冊子体、及び年1回以上電子版で発行し、電子版をもって正本とする。</p> <p>2 電子版は本会ホームページに掲載する。</p> <p>3 冊子体は電子版を基に必要に応じて編集、発行するものとする。</p>	<p>(会誌の発行形態)</p> <p>第3条 会誌は、年1回以上電子版で発行し、日本災害復興学会ホームページに掲載する。</p> <p>2 冊子体は電子版を基に必要に応じて編集、発行するものとする。</p> <p>3 (削除)</p>	<p>会誌のオンライン化により発行形態を変更</p>
<p>(原稿の審査)</p> <p>第8条 投稿原稿の採用の可否は、委員会が決定する。</p> <p>2 委員会は、審査の結果に基づき、原稿について訂正を求めることができる。</p> <p>3 委員会が訂正を要求した場合、執筆者は、指摘された箇所以外の箇所に変更を加えてはならない。ただし、委員会の承諾がある場合はこの限りではない。</p>	<p>(原稿の審査)</p> <p>第8条 投稿原稿の採用の可否は、委員会の審査を経て決定する。</p> <p>2 委員会は、審査の結果に基づき、原稿について訂正を求めることができる。</p> <p>3 (削除)</p>	<p>委員会の審査の実情に合わせて審査規定を変更</p>
<p>(校正)</p> <p>第9条 原稿は、第8条第2項および第3項に基づく訂正等を除き、校正は行わない。</p>	<p>(校正)</p> <p>第9条 原稿は、第8条第2項に基づく訂正等を除き、校正は行わない。</p>	<p>第8条第3項の削除により変更</p>
	<p>(付則)</p> <p>本規程は、理事会の議決による改正日(2021年6月21日)から即日施行する。</p>	<p>改正規程の施行日を定めるための付則の追加</p>